（法人単位）

注記事項

1．区分経理関係

総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号及び第６号の業務並びにこれらに附帯する業務（国選弁護人確保業務等勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

2．貸借対照表関係

⑴　引当外賞与引当金の見積額に関する注記

運営費交付金で財源措置されている職員の賞与引当金の見積額は、316,749,367円であります。

⑵　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員並びに運営費交付金で財源措置されている職員の退職給付引当金の見積額は、2,093,538,580円であります。

⑶　資産除去債務に関する注記

①　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	201,001,696円
有形固定資産の取得に伴う増加額	751,740円
時の経過による調整額	3,388,233円
資産除去債務の履行による減少額	236,605円
期末残高	204,905,064円

⑷　債務保証に関する注記

支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。

債務保証額　803,585,000円

3．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引、資産除去債務及び為替変動が損益に与える影響額は、2,122,918円、△16,004,212円及び△145,080円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、０円であります。

4．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	7,614,265,282円
定期預金	△100,000,000円
資金期末残高	7,514,265,282円

5．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち国からの出向職員に係るものの額は、23,552,208円であります。

6．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、非積立型の役員及び職員退職一時金制度であります。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	608,392,876円
勤務費用	126,757,496円
利息費用	1,356,960円
数理計算上の差異の当期発生額	54,965,462円
退職給付の支払額	△31,926,592円
過去勤務費用の当期発生額	7,940,300円
役員に係る退職給付債務の当期発生額	795,520円
期末における退職給付債務	768,282,022円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	768,282,022円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	768,282,022円
退職給付引当金	768,282,022円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	768,282,022円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	126,757,496円
利息費用	1,356,960円
数理計算上の差異の費用処理額	54,965,462円
過去勤務費用の費用処理額	7,940,300円
役員に係る退職給付引当金繰入額	795,520円
合計	191,815,738円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　0.2％

7．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8．重要な後発事象

該当事項はありません。

9．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法による立替金は、当期首における残高が111,141,294円であったところ、当期中に新たに115,310,945円が発生し、27,874,343円が被援助者より償還され、また1,413,502円が償還免除となった結果、当期末における残高は197,164,394円となっております。

10．金融商品の状況に関する事項

（一般勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、国内の個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

11．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。